

契約番号	
利用者名	様
契 約 日	
事業所名	指定居宅介護支援事業所 葺きの里

居宅介護支援利用契約書

社会福祉法人 積 善 会

居宅介護支援利用契約書

.....（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人積善会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画作成の決定）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、公正中立な立場で居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③ 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 前号で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後において、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- ① 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険施設への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 2 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に対するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
- 但し、利用者の介護保険料の延滞等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定める

サービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の開業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求します。
- 4 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は、その家族等の情報を用いることができるものとします。

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものと

ます。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとする。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 16 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中に、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合には、本契約を即時に解約することができます。

第 17 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- 一 正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 二 第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 居宅介護支援の実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、職務範囲を超えた要求を繰り返す等、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（相談・要望・苦情対応）

事業者は、その提供した居宅介護支援に関する利用者等からの相談、要望、苦情等に対して受付窓口を設置して、迅速かつ適切に対応するものとします。

第 20 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

《契約者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 :

《事業者》

所 在 地 上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2

事業者名 社会福祉法人 積 善 会

指定居宅介護支援事業所 葺きの里

代表者名 理 事 長 黒 須 勇 印

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 8 年 8 月 1 日現在＞

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(上尾市指定 第 1171600206 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 積善会
- (2) 法人所在地 埼玉県上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2
- (3) 電話番号 0 4 8 - 7 2 0 - 2 2 8 8
- (4) 代表者氏名 理事長 黒須 勇
- (5) 設立年月 平成 1 0 年 9 月 3 0 日

2. 指定居宅介護支援事業所 葺きの里 の概要

- (1) 事業所の種類 : 指定居宅介護支援事業所
平成 1 2 年 4 月 1 日指定 (埼玉県第 1171600206 号)
- (2) 事業所の目的 : ご利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ること。
- (3) 所在地 : 埼玉県上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2
- (4) 電話番号 : 0 4 8 - 7 2 0 - 2 2 8 8
- (5) 管理者氏名 : 志村 明 美

【運 営 方 針】

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように援助を行います。

- ② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【サービス利用のために】

- ① 介護支援専門員の変更をご希望される場合には、お申し出ください。
- ② 課題分析の方法として、葺きの里居宅介護支援アセスメントシートまたはMDS－HC方式を採用しています。
- ③ 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、利用者の都合により解約をした場合は、後記5の（4）の解約料を適用します。
- （7）開設年月日：平成12年4月1日
- （8）サービスを提供する対象地域：上尾市、さいたま市見沼区・北区
- ※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
- （9）サービス提供時間：午前8：30～午後5：30
- （10）休日：日曜日及び12月31日～翌年1月3日

3. 職 員 体 制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	計			業 務 内 容
		常勤	非常勤	
管 理 者	1名	1名		サービス管理全般
主任介護支援専門員	3名	3名		スーパーバイザー サービス計画の立案・管理等
介護支援専門員	5名	5名		サービス計画の立案・管理等
事務職員	1名	1名		一般事務・料金請求等

※ 資格は、重複して記載しています

4. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

【サービス内容】

① 居宅サービス計画の作成

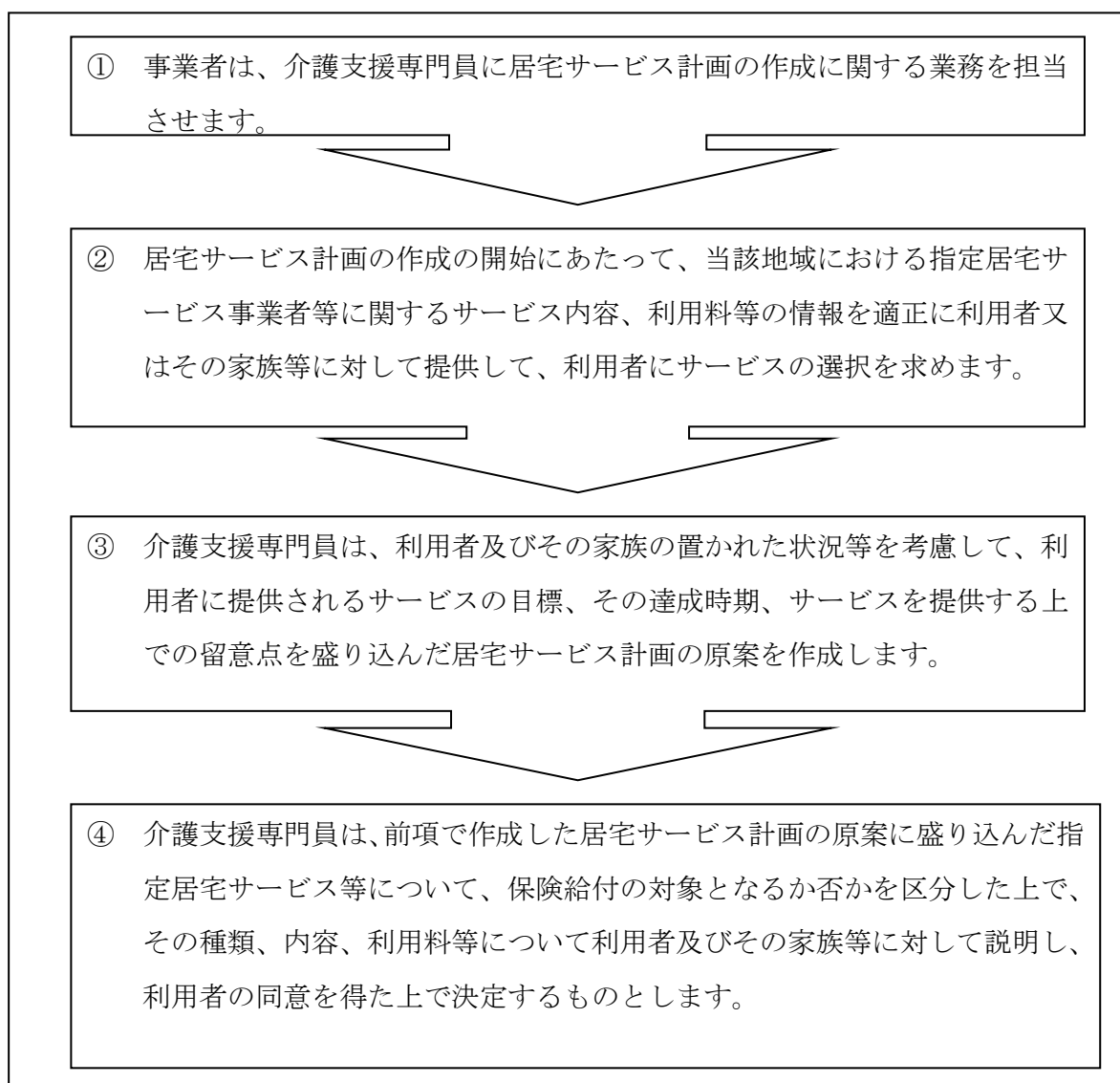
ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サ

ービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が、個人の多様な生活に総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、自立支援・重度化防止に着目して、居宅サービス計画を作成します。

その際、以下のことも説明します。

- （イ）利用者やその家族等に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置づけた理由。
- （ロ）利用者やその家族に対して、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合。
- （ハ）利用者やその家族等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝える必要があること。

《居宅サービス計画の作成の流れ》



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5. 利 用 料 金

(1) 利 用 料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価は、10,420円を適用しています。

要介護 1・2	11,316円 / 月
要介護 3・4・5	14,702円 / 月

※ 上記のサービス利用料金に下記項目が加算される場合があります。

- ① 初回加算 3, 1 2 6 円
- ② 特定事業所医療介護連携加算 1, 3 0 2 円
- ③ 入院時情報連携加算 I (入院後 1 日以内に情報提供) 2, 6 0 5 円
- ④ 入院時情報連携加算 II (入院後 3 日以内に情報提供)) 2, 0 8 4 円
- ⑤ 退院・退所加算 (入院・入所期間中 3 回を限度)

	カンファレンス参加	
	しない場合	した場合
連携 1 回	4, 6 8 9 円	6, 2 5 2 円
連携 2 回	6, 2 5 2 円	7, 8 1 5 円
連携 3 回	—	9, 3 7 8 円

- ⑥ 通院時情報連携加算 5 2 1 円
- ⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 0 8 4 円

(2) 特定事業所加算

当事業所は、以下の条件を満たしますので、加算します。

項 目	月 額	条 件
特定事業所加算 (II)	4, 3 8 6 円	加算の体制要件及び人材要件を満たす場合

(3) 交 通 費

前記 2 の (8) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

なお、自動車等を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 Km 当たり 6 0 円請求します。

(4) 解 約 料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階 途中で解約した場合	要介護 1・2	1 1, 3 1 6 円
	要介護 3・4・5	1 4, 7 0 2 円
保険者 (区市町村) への居宅サービス 計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(5) お支払い方法

前記5の(1)の理由で料金が発生する場合、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い

イ. 下記指定口座への振込み

口座：武蔵野銀行 東大宮支店 (普) 0002380

口座名義：社会福祉法人 積善会 理事長 黒須 勇

指定居宅介護支援事業所 葺きの里

※ 前記(3)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

_____様 を担当する

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、

_____です。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、

利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

(3) ハラスメント対策

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業者の職員に対して行う、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

7. 秘密の保持

- (1) 職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8. 事故発生時の対応について

利用者の予期せぬ事故が発生したときは、下記のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

- (1) 指定居宅介護支援サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 指定居宅介護支援サービスの提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

9. 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 当事業所におけるサービス相談窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、以下の専用窓口で受付けます。

- ・ 受付窓口（担当者）

〔相 談 員〕	志 村 明 美
〔電話番号〕	0 4 8－7 2 0－2 2 8 8
〔受付時間〕	8：3 0～1 7：3 0（毎週月曜日～土曜日）
- ・ 苦情解決責任者 廣 瀬 芳 美

（２）第三者委員

- | | |
|--------|---------------------|
| 黒須 美恵子 | 0 4 8－7 2 1－0 2 5 9 |
| 原口 又三郎 | 0 4 8－6 8 5－8 8 3 2 |

（３）行政機関その他の受付機関

- ① 埼玉県国民健康保険団体連合会
- | | |
|------|------------------------------|
| 住 所 | さいたま市中央区大字下落合 1 7 0 4 番地 |
| 電 話 | 0 4 8－8 2 4－2 5 6 8 |
| 受付時間 | 8：3 0～1 7：0 0
(毎週月曜日～金曜日) |
- ② 上尾市健康福祉部高齢介護課
- | | |
|------|------------------------------|
| 住 所 | 上尾市本町 3 丁目 1 番 1 号 |
| 電 話 | 0 4 8－7 7 5－6 4 7 3（ダイヤルイン） |
| 受付時間 | 8：3 0～1 7：0 0
(毎週月曜日～金曜日) |
- ③ さいたま市見沼区役所高齢介護課
- | | |
|------|------------------------------|
| 住 所 | さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36 |
| 電 話 | 0 4 8－6 8 1－6 0 6 8 |
| 受付時間 | 8：3 0～1 7：0 0
(毎週月曜日～金曜日) |
- ④ さいたま市北区役所高齢介護課
- | | |
|------|------------------------------|
| 住 所 | さいたま市北区宮原町 1 丁目 9 番地 13 |
| 電 話 | 0 4 8－6 6 9－6 0 6 8 |
| 受付時間 | 8：3 0～1 7：0 0
(毎週月曜日～金曜日) |

10. 虐待防止について

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 苦情解決体制を整備し従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実

施します。

- ② サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 志村明美
-------------	----------

11. 非常災害・感染対策について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年2回以上実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要事項の説明を行いました。

《事業者》

所在地 上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2
法人名 社会福祉法人 積 善 会
名 称 指定居宅介護支援事業所 葺きの里
説明者 氏 名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護
サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

利用者との関係 : _____

個人情報利用同意書

1. 使用目的

- (1) サービス担当者会議資料
- (2) 居宅介護サービス事業所との連絡調整
- (3) 医療機関等への情報提供

2. 使用する情報

- (1) 主治医意見書
- (2) 利用者基本情報
- (3) 居宅介護サービス計画又は原案
- (4) その他関連情報

3. 提供する事業所等

- (1) 居宅介護サービス計画に記載されている指定居宅介護サービス事業所
- (2) 医療機関等
- (3) その他関連する機関

4. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

5. 使用条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、参加者、内容等の経緯を記録する。

私及び私の家族等に関する個人情報について、上記の目的で使用することに
同意いたします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所 葺きの里

社会福祉法人 積 善 会

理 事 長 黒 須 勇

《利用者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

家族の代表 住 所

又は代理人 氏 名 印

利用者との関係 :